

大規模小売店舗立地法に関する都の意見通知について

平成 25年 3月 25日
産 業 労 働 局

大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という。）に基づき検討を進めてまいりました「ファッションセンターしまむら昭島店」の新設に係わる案件について、大店立地法第 8条第 4項の規定に基づく都の意見を通知しましたのでお知らせします。

1 店舗概要

店舗の名称	ファッションセンターしまむら昭島店
所在地	昭島市武蔵野二丁目 11番 20号
設置者	株式会社ぱびるす
店舗面積	1,134平方メートル
営業時間	午前 10時から午後 8時まで

2 経緯

- 平成 24年 9月 4日 新設の届出
- 平成 25年 3月 11日 東京都大規模小売店舗立地審議会から答申

3 意見通知日

平成 25年 3月 22日 都の意見を設置者に通知

4 意見の概要

(1) 意 見

出入口の安全対策について

駐車場の出入口には、「止まれ」及び「左折矢印」の路面表示や右折入出庫を防止するための案内看板等を設置し、入出庫車両の事故防止と歩行者の安全対策を図ること。

場内の安全対策について

屋上駐車場やスロープのセンターラインの設置及び車両進行方向の案内誘導、駐輪場の案内表示など、場内において円滑な駐車や適切な誘導が行われるよう安全対策をとること。

店舗への案内経路の設定等について

来客車両の駐車場への案内経路の設定や来客車両による周辺道路の交通への影響について、関係機関と協議の上、周辺の道路状況を反映した定量的な交通量調査に基づき、適切な予測・評価を行

うこと。

計画的な搬出入について

届出の搬出入計画は、来客車両の駐車場の一部を荷さばき施設として、24時間使用することとなっていることから、来客車両と搬出入車両の交錯が生じることになり安全上支障がある。荷さばき計画の見直しなど搬出入における安全対策をとること。なお、夜間に発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測において、予測結果が騒音規制法における夜間の規制基準値を超過していることから、騒音に配慮し対策を検討すること。

(2) その他

大規模小売店舗の新設にあたっては、あらかじめ大規模小売店舗立地法の指針に配慮し計画をたてることはもとより、出店後、大規模小売店舗立地法の対象となる場合においても、指針への配慮が求められることから、必要かつ十分な対策を講じるべきである。なお、届出にあたっては、交通や騒音の予測 評価について、合理的かつ客観的なデータに基づき適切な検証を行った上で、対策を検討すること。

5 今後の手続き

設置者は、都の意見を踏まえて、届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を都に対して行う。

【参考】

大店立地法第8条第4項の規定に基づく「都の意見」とは、大型店の周辺地域の生活環境の保持の見地から、交通渋滞、騒音等に関する事項について、都が大型店の設置者に対して述べる意見です

問い合わせ先
産業労働局商工部地域産業振興課
電話 03-5320-4840